

**報告第 20 号 各種事務事業の取扱いについて  
(B ランク) その 2**

総務部会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		総務部会		職員厚生課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			□A協議会 ■B幹事会 □C専門部会		■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名		■②合併時に統合			
10	職員厚生会・職員生協		□③速やかに統合			
	□④段階的に統合					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	職員厚生課	総務課	総務課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	130,018千円	2,330千円	3,240千円			
根拠法令等	地方公務員法第42条	地方公務員法第42条	地方公務員法第42条	地方公務員法第42条		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>相模原市職員厚生会の概要</p> <p>【名称】 相模原市職員厚生会 （会長：総務部を担当する助役）</p> <p>【設置目的】 会員の生活及び教養、文化の向上並びに厚生の実を図り、もって会員の福祉を増進することを目的とする （昭和39年10月2日設置）</p> <p>【会員の範囲】 市職員、職員厚生会及び職員生協の常勤職員 派遣職員、再任用職員</p> <p>【会員数】 3,986名（平成16年4月1日現在）</p> <p>【予算額】 251,564千円（平成16年度）</p> <p>【会費】 給料月額×6/1000（給与から天引き）</p> <p>【市交付金】 130,018千円（平成16年度）</p> <p>【会の組織】 （1）議決機関 評議員会 40名 （2）執行機関 理事会 15名 （3）事務局 総務部職員厚生課</p> <p>【実施事業（平成16年度）】 ・文化事業 10事業 （職員文化祭、料理教室、文化鑑賞助成等） ・体育事業 13事業 （ハイキング、シーズンシート借上げ等） ・厚生事業 12事業 （宿泊施設利用助成、ぶどう狩り等） ・職員倶楽部事業 施設の維持管理 ・貸付事業 生活資金貸付、特別貸付、派遣職員特別貸付 ・その他事業 慶弔金給付、人間ドック助成、厚生会まつり等</p> <p>【基金】 ・事業運営基金 ・退会慰労金積立基金 ・生活資金貸付基金</p>	<p>城山町職員親睦会の概要</p> <p>【名称】 城山町職員親睦会 （会長：会員の互選、主に課長級）</p> <p>【設置目的】 会員相互の親睦を図る （昭和41年4月1日設置）</p> <p>【会員の範囲】 役場及び各種委員会等の職員で、本会の趣旨に賛同した者 前記に準ずる常勤の職員又は臨時の職員で委員会の承認を受けた者（交流職員、非常勤職員等）</p> <p>【会員数】 229名（平成16年4月1日現在）</p> <p>【予算額】 6,838千円（平成16年度）</p> <p>【会費】 給料月額×4/1000+300円（給与から天引き）</p> <p>【町交付金】 2,000千円（平成16年度）</p> <p>【会の組織】 （1）議決機関 総会 全会員 （2）執行機関 委員会 24名</p> <p>【実施事業（平成16年度）】 ・体育事業 1事業（スポーツ大会） ・厚生事業 4事業 （宿泊・スポーツ施設利用助成、芸能鑑賞等助成、会員研修費、図書配布） ・その他事業 （厚生貸付、クラブ活動奨励金交付、慶弔給付等）</p> <p>【基金】 ・運営基金 ・厚生貸付基金</p>	<p>津久井町職員厚生会の概要</p> <p>【名称】 津久井町職員厚生会 （会長：参事級職員の持ち回り）</p> <p>【設置目的】 会員相互の親睦と厚生の実を図り、もって会員の福祉を増進することを目的とする （平成8年10月23日設置）</p> <p>【会員の範囲】 町の常勤特別職、常勤一般職、常勤に準ずる職員で希望する者（交流職員、非常勤職員等）</p> <p>【会員数】 285名（平成16年4月1日現在）</p> <p>【予算額】 9,159千円（平成16年度）</p> <p>【会費】 一律月額900円（給与から天引き）</p> <p>【町補助金】 3,078千円（平成16年度）</p> <p>【会の組織】 （1）議決機関 総会 全会員 （2）執行機関 代議員会 13名 （3）事務局 会員の中から任命（3人+総務課1人）</p> <p>【実施事業（平成16年度）】 ・厚生文化事業 5事業 （旅行、優待、大会参加補助、宿泊補助、同好会補助） ・体育事業 1事業 （ボウリング大会） ・その他事業 （慶弔見舞金等給付、職員通勤車両駐車場等）</p> <p>※人間ドック補助（1,716千円）上記歳出予算には計上していない。 人間ドック受診職員の受診料負担を軽減するため、医療機関と町が委託契約を締結し、町が経費の一部を負担している。</p>	<p>相模湖町職員親睦会の概要</p> <p>【名称】 相模湖町職員親睦会 （会長：課長級職員の持ち回り）</p> <p>【設置目的】 会員相互の親睦と厚生の実を図り、もって会員の福祉を増進することを目的とする （平成4年4月1日設置）</p> <p>【会員の範囲】 町の常勤特別職、常勤一般職、常勤に準ずる職員（交流職員で希望する者）</p> <p>【会員数】 113名（平成16年4月1日現在）</p> <p>【予算額】 698千円（平成16年度）</p> <p>【会費】 一律月額1,000円（給与から天引き）</p> <p>【町補助金】 565千円（平成16年度）</p> <p>【会の組織】 （1）議決機関 総会 全会員 （2）執行機関 代議員会 13名 （3）事務局 会員の中から任命（10名）</p> <p>【実施事業（平成16年度）】 ・厚生文化事業 2事業 （旅行） ・その他事業 （慶弔見舞金等給付、職員通勤車両駐車場等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員の範囲の相違</li> <li>・会費負担率の相違</li> <li>・事業実施の相違</li> <li>・基金の相違</li> </ul>	<p>【調整方針】 職員厚生会については、合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、各種給付事業、基金等の取扱いについては合併時まで調整する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 総務部会	相模原市の課等の名称 職員厚生課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会	調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合				
事務事業番号 10	事務事業名 職員厚生会・職員生協					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>相模原市職員生活協同組合の概要</p> <p>【名称】 相模原市職員生活協同組合</p> <p>【目的】 福利厚生事業の一層の充実を図るため、消費生活協同組合法に基づき設立したもので、販売供給部門の強化を図り、職員と家族の安心で豊かな暮らしづくりの向上を目指しています。</p> <p>【住所】 相模原市中央2-10-8（職員会館1階）</p> <p>【電話】 042-758-0165</p> <p>【組合員】 相模原市職員及び関係団体の職員</p> <p>【組合員数】 3,983人（平成15年度末現在）</p> <p>【出資金】 7,000円 （出資1口の金額 1,000円×7口）</p> <p>【事業概要】</p> <p>1 供給事業 売店（254㎡＜事務所含む＞）の運営、物資の共同購入</p> <p>2 利用事業 テナントの出店、生命保険等の団体取扱い、指定店割引等</p> <p>3 教育・文化事業 生協まつり、講演会の開催、生協ニュースの発行等</p> <p>【事業開始日】 平成10年4月1日</p>				・課題なし	職員生協については、現行のまま存続するものとする。

財 務 部 会

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	財務部会	納税課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク □A協議会 ■B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
6	市税及び個人の県民税の収納管理、督促、滞納処分等					
	相模原市	城山町	津久井町			
担当課名	納税課	収納課	税務課			
歳出予算額（平成16年度）	409,472千円	13166（電算委託含む）	6,932千円			
根拠法令等	地方税法・市税条例・（国税徴収法）	地方税法・町税条例・（国税徴収法）	地方税法・町税条例・（国税徴収法）			
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム			
電算システム名	税総合オンライン	滞納管理システム	税務オンライン／滞納管理システム			
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市税及び個人の県民税の収納管理、滞納処分等</p> <p>【内容】 ①収納管理事務 ・収納台帳管理 ・口座振替処理（個人市県民税の特別徴収、法人市県民税、事業所税及び市たばこ税を除く） ・督促状の発付 ・過誤納金還付処理 ②滞納処分事務 ・滞納整理台帳管理 ・催告書の発付、差押調書等の作成 ③県税徴収取扱委託金 個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、県が徴収取扱費として市に交付している 14年度交付金 998,143千円 ④口座振替 ・対象税目 個人市県民税（普通徴収）・固定資産税・都市計画税・軽自動車税 ・口座振替手数料 銀行等の金融機関 1件 7.87円 郵便局 1件 10円 ⑤郵便振替納付取扱手数料 郵便局での納付に伴う取扱手数料 14年度 253,185件 14,918,293円</p> <p>【参考】 （14年度） ①市税調定件数 現年度分 486,525件 滞納繰越分 72,800件 ②口座振替加入者 納税義務者数 381,683人 加入者数 75,320人 ③督促状発付状況 発付件数 200,312件 対調定発付率 12.1% ④過誤納還付金 発生件数 13,612件 処理件数 10,012件 ⑤督促文書発付状況 年4回 139,242件</p>	<p>【目的】 町税及び個人の県民税の収納管理、滞納処分等</p> <p>【内容】 ①収納管理事務 ・収納台帳管理 ・口座振替処理（個人町県民税の特別徴収、法人町民税及び町たばこ税を除く） ・督促状の発付 ・過誤納金還付処理（履歴等のみ） ②滞納処分事務 ・滞納整理台帳管理 ・催告書の発付、差押調書等の作成 ③県税徴収取扱委託金 個人町県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、県が徴収取扱費として町に交付している 14年度交付金 37,893千円 ④口座振替 ・対象税目 個人町県民税（普通徴収）・固定資産税・都市計画税・軽自動車税 ・口座振替手数料 銀行等の金融機関 1件 21円 郵便局 1件 10円 ⑤郵便振替納付取扱手数料 郵便局での納付に伴う取扱手数料 14年度 12,789件 621,480円 （国民健康保険税外を含む） ⑥督促手数料 1通 60円 14年度 5,146件 308,760円</p> <p>【参考】 （14年度） ①町税調定件数 現年度分 27,494件 滞納繰越分 5,963件 ②口座振替加入者 納税義務者数 17,635人 加入者数 5,663人 ③督促状発付状況 発付件数 15,093件 対調定発付率 12.7% ④過誤納還付金 発生件数 746件 処理件数 746件 ⑤督促文書発付状況 年3回 2,838件</p>	<p>【目的】 町税及び個人の県民税の収納管理、滞納処分等</p> <p>【内容】 ①収納管理事務 ・収納台帳管理 ・口座振替処理（個人町県民税の特別徴収、法人町民税及び町たばこ税を除く） ・督促状の発付 ・過誤納金還付処理 ②滞納処分事務 ・滞納整理台帳管理 ・催告書の発付、差押調書等の作成 ③県税徴収取扱委託金 個人町県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、県が徴収取扱費として町に交付している 14年度交付金 39,683千円 ④口座振替 ・対象税目 個人町県民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税 ・口座振替手数料 銀行等の金融機関 1件 20円 郵便局 1件 10円 ⑤郵便振替納付取扱手数料 郵便局での納付に伴う取扱手数料 14年度 17,358件 704,871円 （国民健康保険税外を含む） ⑥督促手数料 1通 60円 14年度 9,409件 564,540円</p> <p>【参考】 （14年度） ①町税調定件数 現年度分 37,075件 滞納繰越分 4,391件 ②口座振替加入者 納税義務者数 25,942人 加入者数 9,799人 ③督促状発付状況 発付件数 13,258件 対調定発付率 13.4% ④過誤納還付金 発生件数 317件 処理件数 313件 ⑤督促文書発付状況 随時</p>	<p>【目的】 町税及び個人の県民税の収納管理、滞納処分等</p> <p>【内容】 ①収納管理事務 ・収納台帳管理 ・口座振替処理（個人町県民税の特別徴収、法人町民税及び町たばこ税を除く） ・督促状の発付 ・過誤納金還付処理 ②滞納処分事務 ・滞納整理台帳管理 ・催告書の発付 ③県税徴収取扱委託金 個人町県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、県が徴収取扱費として町に交付している 14年度交付金 12,925千円 ④口座振替 ・対象税目 個人町県民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税 ・口座振替手数料 銀行等の金融機関 1件 20円 郵便局 1件 10円 ⑤郵便振替納付取扱手数料 郵便局での納付に伴う取扱手数料 14年度 299,394円 （国民健康保険税外を含む） ⑥督促手数料 1通 60円 14年度 2,087件 125,220円</p> <p>【参考】 （14年度） ①町税調定件数 現年度分 13,838件 滞納繰越分 1,007件 ②口座振替加入者 納税義務者数 9,054人 加入者数 3,610人 ③督促状発付状況 発付件数 6,206件 ④過誤納還付金 発生件数 165件 処理件数 165件 ⑤催告文書発付状況 年2回</p>	<p>【課題】 ①銀行等の口座振替手数料が異なる。 ②城山町、津久井町、相模湖町は督促手数料を徴収している。</p>	<p>【調整方針】 口座振替手数料については、合併時に相模原市の指定金融機関の口座振替手数料に統一する。 督促手数料については、合併時に廃止する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 財務部会	相模原市の課等の名称 納税課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 ■B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 ■⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 8	事務事業名 前納報奨金				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
担当課名	納税課	収納課	税務課	税務課	
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	10,771千円	0千円	
根拠法令等			地方税法・ 町税条例・		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別			電算システム		
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	平成15年度から廃止	平成11年度から廃止	【目的】 全期前納報奨金の交付  【内容】 ①最初の納期に後の全納期に係る納付額を併せて納付した場合に交付する。 ②交付税目 町県民税（普通徴収）・固定資産税 ③報奨金算出基礎 期別税額×1/100×前納月数/2 （期別税額30万円まで） ※平成16年度より算定した報奨金について2分の1の交付とした。  【参考】 14年度実績 町県民税（普通徴収） 1,458件 3,844千円 固定資産税 5,736件 19,093千円	平成13年度から廃止	【課題】 津久井町のみが実施している。  【調整方針】 合併時に津久井町の前納報奨金制度を廃止する。

保健福祉部会

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域医療課																																																																			
大分類コード	大分類項目			協議ランク □A協議会 ■B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了																																																																			
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合																																																																				
事務事業番号 9	事務事業名 小児医療費助成事業																																																																							
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																																																																		
担当課名	地域医療課	福祉推進課	児童福祉課	こども課																																																																				
歳入予算額(平成16年度)	893,612千円	19,703千円	13,521千円	4,087千円																																																																				
根拠法令等	・相模原市医療費助成条例 ・神奈川県小児医療費助成事業補助金交付要綱	城山町小児の医療費助成に関する規則 城山町小児の医療費助成に関する要綱 神奈川県小児医療費助成事業補助金交付要綱	津久井町小児の医療費の助成に関する規則 津久井町小児の医療費の助成に関する要綱 神奈川県小児医療費助成事業補助金交付要綱	相模湖町医療費の支給に関する条例 相模湖町小児の医療費の医療費に関する条例 神奈川県小児医療費助成事業補助金交付要綱																																																																				
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計																																																																				
歳入予算額(平成16年度)	164,490千円	12,515千円	7,841千円	2,370千円																																																																				
関係団体・慣行																																																																								
使用料・手数料・補助金等																																																																								
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源																																																																				
電算システム名	保健福祉業務システム	福祉医療システム																																																																						
備考1																																																																								
備考2																																																																								
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																																																								
【事務事業の内容】	<p>【目的】 乳幼児(0~4歳)及び小児(5~15歳)の健全な育成と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成し、福祉の増進に寄与する。</p> <p>【内容】 市内に住所を有し、各種医療保険に加入されている方で ① 乳幼児(0~4歳)の入院・通院 ② 小児(5~15歳)の入院に係る医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>【所得制限】 0歳は所得制限なし。 1歳~15歳は、児童手当の特例給付と同額の所得制限有り。 ○所得判定年 ・1月~6月誕生日:前々年中の所得 ・7月~12月誕生日:前年中の所得 ○所得判定限度額 ・扶養親族等が0人の場合 460万円 ・扶養親族等がいる場合、扶養親族等1人につき、原則38万円を上記の金額に加算</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年齢(月平均)</th> <th>○対象者数</th> <th>○助成金額(扶助費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0歳</td><td>5,713人</td><td>186,377千円</td></tr> <tr><td>1歳</td><td>5,209人</td><td>154,677千円</td></tr> <tr><td>2歳</td><td>5,173人</td><td>127,438千円</td></tr> <tr><td>3歳</td><td>4,623人</td><td>157,465千円</td></tr> <tr><td>4歳</td><td>4,448人</td><td>170,528千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>25,166人</td><td>796,485千円</td></tr> </tbody> </table> <p>小児入院(年間) 160件 6,600千円 助成金額(扶助費)合計 803,085千円 ※県補助対象は 0歳~2歳の入院・通院 3歳~15歳の入院</p>	年齢(月平均)	○対象者数	○助成金額(扶助費)	0歳	5,713人	186,377千円	1歳	5,209人	154,677千円	2歳	5,173人	127,438千円	3歳	4,623人	157,465千円	4歳	4,448人	170,528千円	計	25,166人	796,485千円	<p>【目的】 小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を支援し、もって小児の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 町内にお住まいで、 ① 乳幼児(0~2歳)の入院・通院 ② 小児(3~15歳)の入院に係る医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>【所得制限】 0歳は所得制限なし。 1歳~15歳は、児童手当の特例給付と同額の所得制限有り。 ○所得判定年 ・1月~6月誕生日:前々年中の所得 ・7月~12月誕生日:前年中の所得 ○所得判定限度額 ・扶養親族等が0人の場合 460万円 ・扶養親族等がいる場合、扶養親族等1人につき、原則38万円を上記の金額に加算</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年齢(月平均)</th> <th>○対象者数</th> <th>○助成金額(扶助費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0歳</td><td>280人</td><td>6,216千円</td></tr> <tr><td>1歳</td><td>272人</td><td>5,876千円</td></tr> <tr><td>2歳</td><td>267人</td><td>5,767千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>819人</td><td>17,859千円</td></tr> </tbody> </table> <p>3歳~15歳の小児入院(年間) 10件 389千円 助成金額(扶助費)合計 18,248千円 ※県補助対象は 0歳~2歳の入院・通院 3歳~15歳の入院 県の所得制限は0歳~15歳全て児童手当の一般給付・特例給付併用。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・小児医療費補助金 12,515千円 　(うち支援補助 3,068千円)</p>	年齢(月平均)	○対象者数	○助成金額(扶助費)	0歳	280人	6,216千円	1歳	272人	5,876千円	2歳	267人	5,767千円	計	819人	17,859千円	<p>【目的】 小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を支援し、もって小児の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 町内にお住まいで、 ① 乳幼児(0~2歳)の入院・通院 ② 小児(3~15歳)の入院に係る医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>【所得制限】 0歳は所得制限なし。 1歳~15歳は、児童手当の特例給付と同額の所得制限有り。 ○所得判定年 ・1月~6月誕生日:前々年中の所得 ・7月~12月誕生日:前年中の所得 ○所得判定限度額 ・扶養親族等が0人の場合 460万円 ・扶養親族等がいる場合、扶養親族等1人につき、原則38万円を上記の金額に加算</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年齢(月平均)</th> <th>○対象者数</th> <th>○助成金額(扶助費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0歳</td><td>171人</td><td>3,951千円</td></tr> <tr><td>1歳</td><td>158人</td><td>3,604千円</td></tr> <tr><td>2歳</td><td>193人</td><td>4,402千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>522人</td><td>11,957千円</td></tr> </tbody> </table> <p>3歳~15歳の小児入院(年間) 13件 520千円 助成金額(扶助費)合計 12,477千円 ※県補助対象は 0歳~2歳の入院・通院 3歳~15歳の入院 県の所得制限は0歳~15歳全て児童手当の一般給付・特例給付併用。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・小児医療費補助金 7,841千円 　(うち支援補助 1,800千円)</p>	年齢(月平均)	○対象者数	○助成金額(扶助費)	0歳	171人	3,951千円	1歳	158人	3,604千円	2歳	193人	4,402千円	計	522人	11,957千円	<p>【目的】 小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を支援し、もって小児の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 町内にお住まいで、 ① 乳幼児(0~2歳)の入院・通院 ② 小児(3~15歳)の入院に係る医療費の医療保険各法の一部負担金を助成。</p> <p>【所得制限】 0歳は所得制限なし。 1歳~15歳は、児童手当の特例給付と同額の所得制限有り。 ○所得判定年 ・1月~6月誕生日:前々年中の所得 ・7月~12月誕生日:前年中の所得 ○所得判定限度額 ・扶養親族等が0人の場合 460万円 ・扶養親族等がいる場合、扶養親族等1人につき、原則38万円を上記の金額に加算</p> <p>【参考】 平成16年度予算の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年齢(月平均)</th> <th>○対象者数</th> <th>○助成金額(扶助費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0歳</td><td>46人</td><td>1,602千円</td></tr> <tr><td>1歳</td><td>58人</td><td>1,170千円</td></tr> <tr><td>2歳</td><td>48人</td><td>1,018千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>152人</td><td>3,790千円</td></tr> </tbody> </table> <p>3歳~15歳の小児入院(年間) 1件 40千円 助成金額(扶助費)合計 3,830千円 ※県補助対象は 0歳~2歳の入院・通院 3歳~15歳の入院 県の所得制限は0歳~15歳全て児童手当の一般給付・特例給付併用。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・小児医療費補助金 2,370千円 　(うち支援補助 328千円)</p>	年齢(月平均)	○対象者数	○助成金額(扶助費)	0歳	46人	1,602千円	1歳	58人	1,170千円	2歳	48人	1,018千円	計	152人	3,790千円	<p>・対象年齢の相違 相模原市 0歳~4歳児 城山町、津久井町、相模湖町 0歳~2歳児</p> <p>・県補助金の補助率の相違 相模原市 1/3 城山町、津久井町、相模湖町 1/2</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>
年齢(月平均)	○対象者数	○助成金額(扶助費)																																																																						
0歳	5,713人	186,377千円																																																																						
1歳	5,209人	154,677千円																																																																						
2歳	5,173人	127,438千円																																																																						
3歳	4,623人	157,465千円																																																																						
4歳	4,448人	170,528千円																																																																						
計	25,166人	796,485千円																																																																						
年齢(月平均)	○対象者数	○助成金額(扶助費)																																																																						
0歳	280人	6,216千円																																																																						
1歳	272人	5,876千円																																																																						
2歳	267人	5,767千円																																																																						
計	819人	17,859千円																																																																						
年齢(月平均)	○対象者数	○助成金額(扶助費)																																																																						
0歳	171人	3,951千円																																																																						
1歳	158人	3,604千円																																																																						
2歳	193人	4,402千円																																																																						
計	522人	11,957千円																																																																						
年齢(月平均)	○対象者数	○助成金額(扶助費)																																																																						
0歳	46人	1,602千円																																																																						
1歳	58人	1,170千円																																																																						
2歳	48人	1,018千円																																																																						
計	152人	3,790千円																																																																						

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域医療課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 ■B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 小児医療費助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>県の所得制限は0歳～15歳全て児童手当の一般給付・特例給付併用。</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児医療費補助金 141,990千円</li> <li>・高額療養費返還金 22,500千円</li> <li style="text-align: right;">合 計 164,490千円</li> </ul> <p>【電算システムの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機種： NEC</li> <li>・保守： NEC</li> <li>・処理内容</li> <li>①資格判定</li> <li>②医療証発行</li> <li>③医療証月次更新処理</li> <li>④償還払い</li> <li>⑤各種統計</li> </ul>	<p>【電算システムの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機種： NEC (福祉医療システム)</li> <li>・保守： NEC</li> <li>・処理内容</li> <li>①資格判定</li> <li>②医療証発行</li> <li>③医療証月次更新処理</li> <li>④償還払い</li> <li>⑤各種統計</li> </ul>				

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 障害福祉課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 ■B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 28	事務事業名 福祉タクシー利用料助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	障害福祉課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	237,122千円	8,308千円				
根拠法令等	相模原市在宅重度障害者福祉タクシー利用助成要綱	城山町重度障害者社会参加促進事業費助成要綱				
会計の種別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の重度障害者等が、タクシー等を利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、重度障害者等の社会参加及び生活圏の拡大を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○対象者 ・身体障害者手帳1・2級 (6,795人) ・知的障害者A1・A2 ・知能指数35以下と判定された者 (1,259人) ・特定疾患に罹患している者 (2,498人) ・小児特定疾患に罹患している者 (1,673人) ・精神障害者保健福祉手帳1・2級 (842人) ○助成内容 @500円×72枚=36,000円/年 ※年度途中からの助成は、月割枚数を交付自動車燃料費助成との重複受給不可</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み ・交付者数：9,047人 ・交付枚数：579,008枚 ・利用枚数：470,444枚</p>	<p>【目的】 重度障害者の積極的な社会参加及び生活圏の拡大を進める一助として、重度障害者及び当該介護者の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ○対象者 ・身体障害者手帳1・2・3級 (383人) ・知的障害者A1・A2 (54人) ・特定疾患に罹患している者（16年6月現在把握者数） (22人) ・リウマチ患者で身体障害者手帳（6級以上）を所持している者 (1人) ・精神障害者保健福祉法第32条の医療の適用を受けている者 (165人) ○助成額 （タクシー券） @600円×72枚=43,200円/年 ※年度途中からの助成は、月割枚数を交付（4、5月申請分に関しては満額を助成） （バス共通カード） @3,000円×12枚=36,000円/年 ※バス運賃割引対象者（身障手帳・療育手帳所持者）は@2,000円で交付。 ⇒@2,000円×12枚=24,000円 ※バス共通カードのみ4月と10月に分けて交付 ※タクシー券同様4、5月申請分に関しては前期分満額を助成、後期分に関しては10月申請分のみ満額を助成。</p> <p>※現在社会参加促進事業として一本化されておりタクシー券、バス共通カード、ガソリン券の内から一つのみ選択。（ガソリン券は自動車燃料費助成事業内）</p> <p>【参考】 ○平成16年度予算見込み （タクシー券） ・交付者数：160人 ・利用枚数：11,520枚</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・対象者の相違 ・助成額、助成方法（バス共通カード）の取扱い</p>	<p>【調整方針】 3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 リウマチ患者、精神障害者保健福祉法第32条対象者、バス共通カードの配布の取扱いについては、福祉有償運送に係るセダン型等の一般車両を用いる場合の特認認定等それら対象者の移動の確保等条件が整理された時点で相模原市の制度にあわせ廃止する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 障害福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会		調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input checked="" type="checkbox"/> ④段階的に統合			
事務事業番号 28	事務事業名 福祉タクシー利用料助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】		<small>(バス共通カード)</small> ・ 交付者数：55人 (3,000円) : 30人 (2,000円)  ・ 利用枚数：660枚 (3,000円) : 720枚 (2,000円) ※ (2,000円) は1,000円カードの枚数で算出				



**環境保全部会**

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 みどり対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 ■B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 39	事務事業名 開発行為等における緑地に係る協議、指導、監督及び検査事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	みどり対策課	施設管理課	環境課	都市整備課		
歳入予算額（平成16年度）						
根拠法令等	都市計画法・相模原市開発指導要綱	都市計画法・城山町開発指導要綱	都市計画法・津久井町住環境整備条例	都市計画法・相模湖町まちづくり条例		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 快適な環境を創出するため、開発者に対して緑化指導を行う。</p> <p>【適用事業】 ・500㎡以上の敷地で行う開発行為 ・1,000㎡以上の敷地で行う建築</p> <p>【緑化の基準】 ・開発事業区域の面積の10%以上の緑地確保を指導 ・市街化調整区域内は20%以上 ・首都圏近郊緑地保全区域内は30%以上</p>	<p>【目的】 快適な環境を創出するため、開発者に対して緑化指導を行う。</p> <p>【適用事業】 ・500㎡以上の敷地で行う開発行為</p> <p>【緑化の基準】 ・第一種低層住居・第二種低層住居専用地域 11% ・第一種中高層住居・第二種中高層住居専用地域 9% ・第一種住居・第二種住居地域 9% ・近隣商業地域 6% ・工業専用地域 13%</p>	<p>【目的】 快適な環境を創出するため、開発者に対して緑化指導を行う。</p> <p>【適用事業】 ・1,000㎡以上の敷地で行う開発行為</p> <p>【緑化の基準】 ・1,000㎡以上3,000㎡未満 用途地域内5%、用途地域外10% ・3,000㎡以上10,000㎡未満 用途地域内10%、用途地域外20% ・10,000㎡以上 用途地域内10% 用途地域外神奈川県自然環境保全条例第22条に基づきみどりの協定を準用</p>	<p>【目的】 快適な環境を創出するため、開発者に対して緑化指導を行う。</p> <p>【適用事業】 ・1,000㎡以上の敷地で行う開発行為</p> <p>【緑化の基準】 ・1,000㎡以上3,000㎡未満 用途地域内5%、用途地域外10% ・3,000㎡以上 用途地域内10%、用途地域外20%</p>	・適用面積、緑地率等の基準に相違がある。	【調整方針】 3年以内に、相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会	相模原市の課等の名称 公園課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 ■B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 開発行為等における公園に係る協議、指導、監督及び検査事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	公園課	施設管理課	環境課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	都市計画法・市開発指導要綱	都市計画法・城山町開発指導要綱	都市計画法・津久井町住環境整備条例	都市計画法・相模湖町まちづくり条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 開発許可制度は、都市計画法の目的に謳われる「都市の健全な発展と秩序ある整備」を担保するために創設されたもので、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を許可制にすることで、開発行為に対して一定の水準を保たせることを目的としている。</p> <p>【内容】 開発指導要綱に基づき一定規模以上の開発事業（開発行為（都市計画法第4条第12項）及び建築事業（建築基準法第2条第1号）が対象）について次のア、いずれか多い面積を公園として提供。</p> <p>ア 開発事業の計画人口から60人を控除した人口に1人当たり3㎡を乗じ算出した面積（ただし、開発事業区域の6%を超えるときは6%の面積）</p> <p>イ 3,000㎡以上の開発事業については、開発区域の3%の面積</p> <p>※双方とも0.3ha未満のものは、公園を自主管理広場とすることができる。</p> <p>【H15中、開発により新規に設置した公園数】 帰属公園9公園、寄付公園3公園</p>	<p>【目的】 開発許可制度は、都市計画法の目的に謳われる「都市の健全な発展と秩序ある整備」を担保するために創設されたもので、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を許可制にすることで、開発行為に対して一定の水準を保たせることを目的としている。</p> <p>【内容】 土地の開発計画において、都市整備課市街地開発課にて事前協議を行い、「開発行為」によるものについては、施設管理課公園緑地班で事業面積に応じ、公園設置の指導を行う。</p> <p>・開発行為（開発行為による提供を帰属公園と呼ぶ） 事業面積が0.3ha以上の開発行為にあっては、開発区域に、計画人口に応じ、面積が3～6%の公園を要す。</p> <p>必要書類を取りまとめ、都市整備課へ登記依頼を行う。</p> <p>【H15中、開発により新規に設置した公園数】 該当なし</p>	<p>【目的】 開発許可制度は、都市計画法の目的に謳われる「都市の健全な発展と秩序ある整備」を担保するために創設されたもので、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を許可制にすることで、開発行為に対して一定の水準を保たせることを目的としている。</p> <p>【内容】 土地の開発計画において、都市計画法にて事前協議を行い、「開発行為」によるものについては、環境課で事業面積に応じ、公園設置の指導を行う。</p> <p>・宅地、戸建住宅 開発区域面積が0.3ha以上の開発行為にあっては、開発区域に、面積が3%以上の公園を要す。</p> <p>・中高層住宅 15戸以上を対象（1戸が30㎡以下のワンルーム等は対象外）。 公園面積は、（5.0㎡/一住宅）×住戸数（開発区域面積の6%を超えない範囲内）</p> <p>【H15中、開発により新規に設置した公園数】 2件</p>	<p>【目的】 開発許可制度は、都市計画法の目的に謳われる「都市の健全な発展と秩序ある整備」を担保するために創設されたもので、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を許可制にすることで、開発行為に対して一定の水準を保たせることを目的としている。</p> <p>【内容】 土地の開発計画において、都市整備課にて事前協議を行い、「開発行為」によるものについては公園設置の指導を行う。</p> <p>・開発行為（開発行為による提供を帰属公園と呼ぶ） 事業面積が0.3ha以上の開発行為にあっては、開発区域に、面積が3%の公園を要す。</p> <p>【H15中、開発により新規に設置した公園数】 該当なし</p>	開発指導要綱等、制度に相違がある。	【調整方針】 3年以内に、相模原市の制度に統合する。

生涯學習部會

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		生涯学習部会		生涯学習課文化財保護室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			□A協議会 ■B幹事会 □C専門部会		■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
7	文化財保護管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生涯学習課文化財保護室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額(平成16年度)	9,510千円	788千円	1,342千円	5,538千円		
根拠法令等	文化財保護法・相模原市文化財の保存及び活用に関する条例・消防法	文化財保護法・城山町文化財保護条例・城山町指定重要文化財等保存管理奨励金交付要綱・津久井郡郷土資料館館則	文化財保護法・津久井町文化財保護条例・津久井町補助金等の予算の執行に関する規則	文化財保護法・相模湖町文化財保護条例・相模湖町小原の郷の設置及び管理に関する条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	56千円	59(財務課管財係で収入)	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別		特定財源	特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】市内の貴重な文化財や関連施設を管理するとともに文化財保護団体等の自主的な活動を推進するための補助を行う。</p> <p>【内容】 ○ 古民家園の管理 県指定重要文化財「旧青柳寺庫裡」を移築・復原した古民家園の公開・管理を行う。 開園日数 359日 来園者数 33,957人</p> <p>○ 文化財説明板の設置 地域の文化財を広く案内するため、新たに指定・登録した文化財等の案内板を設置。 15年度設置数 6基</p> <p>○ 防災訓練の実施 文化財防火デーにあわせ、文化財管理者、地域消防団員、消防署の協力のもと古民家園等をはじめとして、市内の社寺等15か所で防災訓練を行う。</p> <p>○ 消火器の設置・設備等の点検 文化財に設置した消火器の点検や消防設備の点検を行う。</p> <p>○ 史跡等の除草・清掃 史跡田名向原及び勝坂遺跡を始めた史跡の除草管理を行う。 国指定史跡 2か所 市指定史跡他3か所</p> <p>【補助金・交付金】 ○ 指定・登録文化財保存管理の奨励金 「名称」 指定・登録文化財奨励金 「目的及び内容等」 指定・登録文化財の管理奨励金 「金額」1665千円 「名称」 市民俗芸能保存協会補助金 「目的及び内容」 民俗芸能の保存・活用・継承に係る補助 「金額」162千円</p>	<p>【目的】町指定重要文化財の維持管理及び活用等を図るための奨励金の交付や貴重な文化財の適切な管理等を行う。</p> <p>【内容】 ○ 遺跡等清掃管理 国指定史跡川尻石器時代遺跡の除草及び伝説「下馬梅」の剪定等の管理を地元老人会又は近隣居住者に依頼している。 15年度設置数 0基 16年度設置予定数 1基 謝礼額 2件 35千円(16年度)</p> <p>○ 町指定重要文化財等の保存管理奨励金 奨励金の交付 1件</p> <p>&lt;参考&gt; ○ 文化財案内板等の設置(既設分) ① 国指定史跡及び町指定重要文化財を広く案内するため、案内板を設置。 設置数 5基 ② 町内の史跡、伝説の地等に案内板を設置。 設置数 3基 ③ 歴史的地名標柱等の設置 失われつつある古い地名を後世に伝えるため標柱及び道標の設置 設置数 19基(標柱18基、道標1基)</p> <p>○ 津久井郡郷土資料館 【目的】郷土の自然科学及び人文科学に関する資料の収集、保管、展示等を行い、郡民の文化・福祉の向上に寄与する。 【所在地、規模等】津久井町中野1681 木造平屋建325㎡(内、資料館部分約194㎡) 【運営】津久井郡郷土資料館運営委員会(構成:城山町・津久井町・相模湖町・藤野町教育長及び文化財保護委員長等) 【開館日】水・金・土曜日 【所蔵資料】明治・大正・昭和の民俗関係の書籍、雑誌、教科書、農業用具、漁業用具等の民具、土器・石器及び鈴木重光氏の収集したコレクション等</p>	<p>【目的】町内の貴重な文化財を管理するとともに文化財保護団体の自主的な活動を推進するための補助を行う。</p> <p>【事業の内容】 ○ 文化財説明板の設置 地域の文化財を広く案内するため、指定文化財等に案内板を設置する。 15年度設置数 0基 16年度設置予定数 1基</p> <p>○ 津久井郡郷土資料館 【目的】郷土の自然科学及び人文科学に関する資料の収集、保管、展示等を行い、郡民の文化・福祉の向上に寄与する。 【所在地、規模等】津久井町中野1681 木造平屋建325㎡(内、資料館部分約194㎡) 【運営】津久井郡郷土資料館運営委員会(構成:城山町・津久井町・相模湖町・藤野町教育長及び文化財保護委員長等) 【開館日】水・金・土曜日 【所蔵資料】明治・大正・昭和の民俗関係の書籍、雑誌、教科書、農業用具、漁業用具等の民具、土器・石器及び鈴木重光氏の収集したコレクション等 【運営委員会助成金】877千円(16年度)※4町総額2,700千円 【庁舎施設等使用料】59千円(16年度)※財務課管財係で収入</p> <p>○ 指定・登録文化財保存管理の奨励金 鳥屋獅子舞保存会助成金の交付 90千円 ※鳥屋の獅子舞:県指定無形民俗文化財 【参考】 国登録有形文化財 2件 県指定重要文化財 2件 県指定天然記念物 1件 町指定文化財 4件</p>	<p>【目的】国、県及び町指定重要文化財の維持管理及び活用等を図るため、指定文化財所有者等に管理委託をし、貴重な文化財の適切な管理等を行う。</p> <p>【内容】 ○ 国及び町指定文化財の管理 指定文化財の保護、保存を良好な状態に維持するため委託をする。 ・ 寸沢嵐石器時代遺跡(国指定文化財) ・ 善勝寺の高野槇(町指定天然記念物)</p> <p>○ 小原宿本陣施設管理 平成8年2月13日に県の重要文化財として指定される。県内に唯一現存する本陣であり、貴重な文化財として保存し、後世に継承していく。 開館日数 302日 来館者数 5,505人</p> <p>○ 相模湖町小原の郷維持管理 平成16年4月27日に開館。相模湖町の歴史文化に関する資料の展示を行い、町民の意識及び教養の向上を図るとともに、都市住民との交流に寄与する。 開館時間 午前10時～午後4時30分 休館日 月曜日(月曜日が休日の場合は、以後の直近の休日でない日)年末年始(12月28日～翌年1月4日まで)</p> <p>○ 津久井郡郷土資料館 【目的】郷土の自然科学及び人文科学に関する資料の収集、保管、展示等を行い、郡民の文化・福祉の向上に寄与する。 【所在地、規模等】津久井町中野1681 木造平屋建325㎡(内、資料館部分約194㎡) 【運営】津久井郡郷土資料館運営委員会(構成:城山町・津久井町・相模湖町・藤野町教育長及び文化財保護委員長等) 【開館日】水・金・土曜日</p>	<p>相模原市は、市域の自然や文化歴史の資料を収集保管し、市民の学習の用に供す機関として博物館を設置しているが、3町は、これらの業務を独自の施設を設けて実施している。</p>	<p>【調整方針】合併後、文化財の研究、保存団体及びその補助金・交付金対応の調整を図りながら、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。なお、公開施設については、市立博物館を核にネットワーク化を検討する。ただし、津久井郡郷土資料館については、藤野町の意向を踏まえ、新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 生涯学習課文化財保護室		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 ■B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 文化財保護管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
【事務事業の内容】	<p>「名称」 市文化財研究協議会補助金</p> <p>「目的及び内容等」 市民による文化財研究の補助と文化財普及</p> <p>「金額」 138千円</p> <p>【参考】 国指定史跡 2件 国重要文化財 2件 国特別天然記念物 1件 国天然記念物 1件 県指定重要文化財 1件 県指定無形民俗文化財 2件 市指定文化財 24件 市登録文化財 39件</p> <p>【予算内訳】 単位千円 需用費 496 役務費 87 委託料 6813 使用料及び賃借料 149 負担金補助・交付金 1965</p>	<p>【運営委員会助成金】 743千円（16年度）※4町総額2,700千円</p> <p>【特定財源】 庁舎施設等使用料 56千円</p> <p>【参考】 国指定史跡 1件 県指定重要文化財 1件 町指定重要文化財 3件</p>		<p>【所蔵資料】 明治・大正・昭和の民俗関係の書籍、雑誌、教科書、農業用具、漁業用具等の民具、土器・石器及び鈴木重光氏の収集したコレクション等</p> <p>【運営委員会助成金】 524千円（16年度）※4町総額2,700千円</p> <p>【参考】 国指定史跡 1件 県指定重要文化財 1件 町指定天然記念物 1件</p> <p>【予算内訳】 単位千円 共済費 17 賞金 2,791 需用費 568 役務費 233 委託料 1,297 使用料及び賃借料 108 負担金補助・交付金 524</p>		調整方針

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会		相模原市の課等の名称 生涯学習課文化財保護室																																																											
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 ■B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了																																																											
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合																																																													
事務事業番号 8	事務事業名 文化財調査事業																																																															
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																																																										
担当課名	生涯学習課文化財保護室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課																																																												
歳入予算額（平成16年度）	11,717千円	13千円	100千円	46千円																																																												
根拠法令等	文化財保護法・相模原市文化財の保存及び活用に関する条例	文化財保護法・城山町文化財保護条例	文化財保護法、津久井町文化財保護条例	文化財保護法・相模湖町文化財保護条例																																																												
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計																																																												
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円																																																												
関係団体・慣行																																																																
使用料・手数料・補助金等																																																																
事務事業の別																																																																
電算システム名																																																																
備考1																																																																
備考2																																																																
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																																																
【事務事業の内容】	<p>【目的】市内の文化財の調査や埋蔵文化財発掘調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定・登録文化財の調査 文化財の指定・登録及び現状変更等にあたり、文化財保護審議会委員が調査を行う。 調査回数 4回 調査委員 延べ12人 調査文化財 9件</li> <li>○ 埋蔵文化財の調査 周知の埋蔵文化財包蔵地において、開発行為等の土木工事計画がある場合、事業者の依頼に基づく分布・試掘調査を実施し、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は県の指示により発掘調査や工事立会を事業者に指導する。</li> </ul> <p>埋蔵文化財調査員（非常勤特別職）4名 埋蔵文化財調査の専門的経験と実績のある者を調査員として採用し、埋蔵文化財の発掘調査等を行う。（最長5年の任期）</p> <p>埋蔵文化財事務処理件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">3712件</td></tr> <tr><td>② 開発事業事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">166件</td></tr> <tr><td>③ 発掘調査</td><td style="text-align: right;">6件</td></tr> <tr><td>④ 試掘調査</td><td style="text-align: right;">42件</td></tr> <tr><td>⑤ 工事立会</td><td style="text-align: right;">58件</td></tr> <tr><td>⑥ 史跡整備に伴う発掘調査</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> </table> <p>【予算内訳】単位千円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>報酬（非常勤特別職）</td><td style="text-align: right;">9860</td></tr> <tr><td>共済費（非常勤特別職）</td><td style="text-align: right;">1247</td></tr> <tr><td>報償費</td><td style="text-align: right;">54</td></tr> <tr><td>旅費（非常勤特別職）</td><td style="text-align: right;">221</td></tr> <tr><td>需用費</td><td style="text-align: right;">335</td></tr> </table>	① 窓口事前照会数	3712件	② 開発事業事前協議回議件数	166件	③ 発掘調査	6件	④ 試掘調査	42件	⑤ 工事立会	58件	⑥ 史跡整備に伴う発掘調査	1件	報酬（非常勤特別職）	9860	共済費（非常勤特別職）	1247	報償費	54	旅費（非常勤特別職）	221	需用費	335	<p>【目的】町内の文化財の調査や埋蔵文化財発掘調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定文化財の調査 文化財の指定及び現状変更等にあたり、文化財保護委員等が調査を行う。 調査回数 0回 調査委員 0人 調査文化財 0件</li> <li>○ 埋蔵文化財の調査 周知の埋蔵文化財包蔵地において、開発行為等の土木工事計画がある場合、事業者の依頼に基づく分布・試掘調査を実施し、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は県の指示により発掘調査や工事立会を事業者に指導する。</li> </ul> <p>○埋蔵文化財事務処理件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">136件</td></tr> <tr><td>② 開発事業事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">2件</td></tr> <tr><td>③ 発掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>④ 試掘調査</td><td style="text-align: right;">5件</td></tr> <tr><td>⑤ 工事立会</td><td style="text-align: right;">41件</td></tr> <tr><td>⑥ 史跡整備に伴う発掘調査</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> </table>	① 窓口事前照会数	136件	② 開発事業事前協議回議件数	2件	③ 発掘調査	0件	④ 試掘調査	5件	⑤ 工事立会	41件	⑥ 史跡整備に伴う発掘調査	1件	<p>【目的】町内の文化財の調査や埋蔵文化財発掘調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定文化財の調査 文化財の指定及び現状変更等にあたり、文化財保護委員等が調査を行う。 調査回数 0回 調査委員 0人 調査文化財 0件</li> <li>○ 埋蔵文化財の調査 周知の埋蔵文化財包蔵地において、開発行為等の土木工事計画がある場合、事業者の依頼に基づく分布・試掘調査を実施し、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は県の指示により発掘調査や工事立会を事業者に指導する。</li> </ul> <p>埋蔵文化財事務処理件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">28件</td></tr> <tr><td>② 開発事業事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">9件</td></tr> <tr><td>③ 発掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>④ 試掘調査</td><td style="text-align: right;">3件</td></tr> <tr><td>⑤ 工事立会</td><td style="text-align: right;">6件</td></tr> <tr><td>⑥ 史跡整備に伴う発掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> </table>	① 窓口事前照会数	28件	② 開発事業事前協議回議件数	9件	③ 発掘調査	0件	④ 試掘調査	3件	⑤ 工事立会	6件	⑥ 史跡整備に伴う発掘調査	0件	<p>【目的】町内の文化財の調査や埋蔵文化財発掘調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定文化財の調査 文化財の指定及び現状変更等にあたり、文化財保護委員等が調査を行う。 調査回数 0回 調査委員 0人 調査文化財 0件</li> <li>○ 埋蔵文化財の調査 周知の埋蔵文化財包蔵地において、開発行為等の土木工事計画がある場合、事業者の依頼に基づく分布・試掘調査を実施し、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は県の指示により発掘調査や工事立会を事業者に指導する。</li> </ul> <p>埋蔵文化財事務処理件数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 窓口事前照会数</td><td style="text-align: right;">23件</td></tr> <tr><td>② 開発事業事前協議回議件数</td><td style="text-align: right;">3件</td></tr> <tr><td>③ 発掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>④ 試掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> <tr><td>⑤ 工事立会</td><td style="text-align: right;">1件</td></tr> <tr><td>⑥ 史跡整備に伴う発掘調査</td><td style="text-align: right;">0件</td></tr> </table>	① 窓口事前照会数	23件	② 開発事業事前協議回議件数	3件	③ 発掘調査	0件	④ 試掘調査	0件	⑤ 工事立会	1件	⑥ 史跡整備に伴う発掘調査	0件	相模原市は、文化財の分野ごとに所在や現状を把握するための調査を博物館建設準備等に合わせた実施してきたが、3町では、分野ごとの専門的調査が未実施である。	【調整方針】速やかに相模原市の制度に統合し、文化財の現況調査を実施する。
① 窓口事前照会数	3712件																																																															
② 開発事業事前協議回議件数	166件																																																															
③ 発掘調査	6件																																																															
④ 試掘調査	42件																																																															
⑤ 工事立会	58件																																																															
⑥ 史跡整備に伴う発掘調査	1件																																																															
報酬（非常勤特別職）	9860																																																															
共済費（非常勤特別職）	1247																																																															
報償費	54																																																															
旅費（非常勤特別職）	221																																																															
需用費	335																																																															
① 窓口事前照会数	136件																																																															
② 開発事業事前協議回議件数	2件																																																															
③ 発掘調査	0件																																																															
④ 試掘調査	5件																																																															
⑤ 工事立会	41件																																																															
⑥ 史跡整備に伴う発掘調査	1件																																																															
① 窓口事前照会数	28件																																																															
② 開発事業事前協議回議件数	9件																																																															
③ 発掘調査	0件																																																															
④ 試掘調査	3件																																																															
⑤ 工事立会	6件																																																															
⑥ 史跡整備に伴う発掘調査	0件																																																															
① 窓口事前照会数	23件																																																															
② 開発事業事前協議回議件数	3件																																																															
③ 発掘調査	0件																																																															
④ 試掘調査	0件																																																															
⑤ 工事立会	1件																																																															
⑥ 史跡整備に伴う発掘調査	0件																																																															

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 生涯学習課文化財保護室		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 ■B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 遺跡保存整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	生涯学習課文化財保護室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	27,858千円	267,033千円	3,887千円			
根拠法令等	文化財保護法・相模原市文化財の保存及び活用に関する条例	文化財保護法・城山町文化財保護条例・国指定史跡川尻石器時代遺跡整備委員会設置要綱・史跡等土地先行取得取扱要領・都市公園法	文化財保護法、津久井町文化財保護条例			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	3,620千円	258,986千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 史跡田名向原遺跡の保存整備のため設計等の作成や史跡勝坂遺跡の保存整備のための発掘調査等を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○ 史跡田名向原遺跡の保存整備事業</p> <p>①史跡整備のため土木工事に伴う発掘調査及び測量調査を実施。 ②整備・活用に向け、田名向原遺跡で行われていた黒曜石の尖頭器作り講習会の開催や植栽事業の実施。 会場 田名向原遺跡 ③田名向原遺跡研究会の開催（2回） ④田名向原遺跡整備委員会の開催（3回） ⑤田名向原遺跡調査報告書Ⅱの作成</p> <p>○ 史跡勝坂遺跡の保存整備事業</p> <p>①史跡整備のため、縄文時代の住居復元に必要な発掘調査を実施。 ②整備活用に向け、勝坂遺跡の魅力アピールするとともに市民の意見を整備内容に反映するため、シンポジウムとプレ・イベントを開催。 ③「勝坂遺跡公園整備検討会」の開催。 ④プレ・イベント 『遺跡見学会と縄文の集い～太古の音が聞こえますか？』 会場 勝坂遺跡 内容 遺跡見学会 縄文コンサート（出演：天地楽団106） 土器の野焼き実演 市民によるキツネノカミソリの植栽</p> <p>⑤勝坂遺跡シンポジウム 『勝坂遺跡のある風景～遺跡をイキイキさせるには？』 会場 ソレイユさがみ セミナールーム 内容 基調講演 「縄文の香りがする公園」 パネルディスカッション 「遺跡が私たちに残してくれたもの」</p>	<p>【目的】 国指定史跡川尻石器時代遺跡の保存と活用を図るため、歴史公園として整備することを目的として、整備委員会の開催や発掘調査等を行う。 また、史跡の公有化を行い、国民共有の財産として適切に保存・管理していく。</p> <p>【内容】</p> <p>○平成16年度歴史公園整備事業</p> <p>①史跡の現況を把握し、これまでの発掘調査に基づく遺構の分布状況を確認するため、測量調査を実施。 ②整備委員会の開催（3回） ③川尻石器時代遺跡に関する講演等（3回） ④平成14・15年度発掘調査の出土品整理作業及び発掘調査報告書の刊行（500部）。</p> <p>※特定財源 国庫補助 2分の1補助 埋蔵文化財緊急調査費補助金 3,302千円 県補助金 6分の1補助 指定文化財保存修理等補助金 884千円</p> <p>○平成16年度史跡指定地購入事業 史跡指定地及び追加指定地の先行取得（補助事業）。</p> <p>先行取得予定面積 6,219.91㎡ 既指定地 21,841.84㎡ (追加指定予定地含む) 公有化面積 4,024.92㎡(公有化率18%) 追加指定すべき面積 2,960.09㎡ 要公有化面積 20,777.01㎡(飛び地含む)</p> <p>①不動産鑑定 ②物件補償調査 ③地権者説明会</p> <p>※特定財源 地方債 公共用地先行取得等事業債 254,800千円 充当率 100%</p>	<p>【目的】 津久井城跡遺跡の整備についての検討、研究等、遺跡整備を進めるための発掘調査を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○津久井城跡遺跡学術調査 ①学術調査のために発掘調査及び測量調査を実施 ②津久井城跡遺跡調査Ⅷ報告書の作成 ③津久井城跡遺跡調査見学会の開催（2回） ④津久井城跡遺跡調査調査会の開催（1回）</p> <p>【事業費の内訳】 報償費 176,000円 需用費（消耗品費、食糧費） 11,000円 委託料 3,700,000円</p>	該当なし	<p>史跡整備に係る発掘調査及び遺跡公園等の整備 相模原市 勝坂遺跡整備、田名向原遺跡整備 城山町 川尻遺跡整備 津久井町 津久井城跡整備</p>	<p>【調整方針】 合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。3町の現行事業は継続するが、遺跡・城跡の基本計画・整備計画等の整合を図る。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 生涯学習課文化財保護室			
大分類コード	大分類項目	協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会	調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input checked="" type="checkbox"/> ④段階的に統合 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整				
事務事業番号 10	事務事業名 遺跡保存整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>⑥勝坂遺跡公園整備検討会 平成元年に策定された「(仮称)勝坂遺跡公園基本設計」に今日的視点から検討を加え、保存活用型の公園整備に資するため「勝坂遺跡公園整備検討会」を2回開催。</p> <p>【参考】 保存整備を要する国指定史跡等 勝坂遺跡 田名向原遺跡</p> <p>【特定財源】単位千円 国補助金 2分の1補助 史跡等整備費補助金 3100 県補助金 6分の1補助 指定文化財保存修理等補助金 520</p> <p>【予算内訳】単位千円 報償費 649 旅費 95 需用費 200 委託料 26852 使用料賃借料 62</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 生涯学習課文化財保護室																																																																																																																																																
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 ■B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了																																																																																																																																																
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合																																																																																																																																																	
事務事業番号 11	事務事業名 埋蔵文化財の保護と開発事業との調整																																																																																																																																																			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町																																																																																																																																																
担当課名	生涯学習課文化財保護室	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課																																																																																																																																																
歳出予算額（平成16年度）	5,850千円	108千円	0千円	0千円																																																																																																																																																
根拠法令等	文化財保護法・相模原市文化財の保存及び活用に関する条例	文化財保護法・城山町文化財保護条例	文化財保護法、津久井町文化財保護条例	文化財保護法・相模湖町文化財保護条例																																																																																																																																																
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計																																																																																																																																																
歳入予算額（平成16年度）	3,600千円	0千円	0千円	0千円																																																																																																																																																
関係団体・慣行																																																																																																																																																				
使用料・手数料・補助金等																																																																																																																																																				
事務事業の別	特定財源																																																																																																																																																			
電算システム名																																																																																																																																																				
備考1																																																																																																																																																				
備考2																																																																																																																																																				
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																																																																																																																																				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の埋蔵文化財包蔵地内の埋蔵文化財保護のため、開発事業等との調整を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○ 埋蔵文化財の保護と調査</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地等において、開発行為による土木工事が計画されている場合、事業者の依頼に基づき事業地の分布調査・試掘調査を実施する。 土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合や可能性がある場合は、県教育委員会の指示に基づき記録保存のための発掘調査や工事立会などを事業者に指示する。</p> <p>調査件数等</p> <p>埋蔵文化財事務処理件数</p> <table border="0"> <tr><td>①窓口事前照会数</td><td>3712件</td></tr> <tr><td>②開発事前協議回議件数</td><td>166件</td></tr> <tr><td>③土木工事等の発掘届出・通知数</td><td></td></tr> <tr><td>・法57条の2</td><td>39件</td></tr> <tr><td>・法57条の3</td><td>44件</td></tr> <tr><td>④発掘調査届出・報告数</td><td></td></tr> <tr><td>・法57条</td><td>5件</td></tr> <tr><td>・法58条の2</td><td>2件</td></tr> </table> <p>開発に伴う調査件数</p> <table border="0"> <tr><td>①本発掘調査</td><td></td></tr> <tr><td>・公共事業</td><td>1件</td></tr> <tr><td>・民間事業</td><td>5件</td></tr> <tr><td>②試掘調査</td><td></td></tr> <tr><td>・公共事業</td><td>0件</td></tr> <tr><td>・民間事業</td><td>35件</td></tr> <tr><td>③工事立会</td><td></td></tr> <tr><td>・公共事業</td><td>29件</td></tr> <tr><td>・民間事業</td><td>29件</td></tr> </table> <p>史跡整備に伴う発掘調査</p> <table border="0"> <tr><td>・史跡勝坂遺跡</td><td>1件</td></tr> </table>	①窓口事前照会数	3712件	②開発事前協議回議件数	166件	③土木工事等の発掘届出・通知数		・法57条の2	39件	・法57条の3	44件	④発掘調査届出・報告数		・法57条	5件	・法58条の2	2件	①本発掘調査		・公共事業	1件	・民間事業	5件	②試掘調査		・公共事業	0件	・民間事業	35件	③工事立会		・公共事業	29件	・民間事業	29件	・史跡勝坂遺跡	1件	<p>【目的】 町内の埋蔵文化財包蔵地内の埋蔵文化財保護のため、開発事業等との調整を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○埋蔵文化財の保護と調査</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地等において、開発行為による土木工事が計画されている場合、事業者の依頼に基づき事業地の分布調査・試掘調査を実施する。 土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合や可能性がある場合は、県教育委員会の指示に基づき記録保存のための発掘調査や工事立会などを事業者に指示する。</p> <p>調査件数等</p> <p>埋蔵文化財事務処理件数</p> <table border="0"> <tr><td>①窓口事前照会数</td><td>136件</td></tr> <tr><td>②開発事前協議回議件数</td><td>2件</td></tr> <tr><td>③土木工事等の発掘届出・通知数</td><td></td></tr> <tr><td>・法57条の2</td><td>39件</td></tr> <tr><td>・法57条の3</td><td>2件</td></tr> <tr><td>④発掘調査届出・報告数</td><td></td></tr> <tr><td>・法57条</td><td>3件</td></tr> <tr><td>・法58条の2</td><td>1件</td></tr> </table> <p>開発に伴う調査件数</p> <table border="0"> <tr><td>①本発掘調査</td><td></td></tr> <tr><td>・公共事業</td><td>0件</td></tr> <tr><td>・民間事業</td><td>0件</td></tr> <tr><td>②試掘調査</td><td></td></tr> <tr><td>・公共事業</td><td>0件</td></tr> <tr><td>・民間事業</td><td>5件</td></tr> <tr><td>③工事立会</td><td></td></tr> <tr><td>・公共事業</td><td>2件</td></tr> <tr><td>・民間事業</td><td>39件</td></tr> </table> <p>史跡整備に伴う発掘調査</p> <table border="0"> <tr><td>・史跡川尻石器時代遺跡</td><td>1件</td></tr> </table>	①窓口事前照会数	136件	②開発事前協議回議件数	2件	③土木工事等の発掘届出・通知数		・法57条の2	39件	・法57条の3	2件	④発掘調査届出・報告数		・法57条	3件	・法58条の2	1件	①本発掘調査		・公共事業	0件	・民間事業	0件	②試掘調査		・公共事業	0件	・民間事業	5件	③工事立会		・公共事業	2件	・民間事業	39件	・史跡川尻石器時代遺跡	1件	<p>【目的】 町内の埋蔵文化財包蔵地内の埋蔵文化財保護のため、開発事業等との調整を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○ 埋蔵文化財の保護と調査</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地等において、開発行為による土木工事が計画されている場合、事業者の依頼に基づき事業地の分布調査・試掘調査を実施する。 土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合や可能性がある場合は、県教育委員会の指示に基づき記録保存のための発掘調査や工事立会などを事業者に指示する。</p> <p>調査件数等</p> <p>埋蔵文化財事務処理件数</p> <table border="0"> <tr><td>①窓口事前照会数</td><td>28件</td></tr> <tr><td>②開発事前協議回議件数</td><td>9件</td></tr> <tr><td>③土木工事等の発掘届出・通知数</td><td></td></tr> <tr><td>・法57条の2</td><td>6件</td></tr> <tr><td>・法57条の3</td><td>3件</td></tr> <tr><td>④発掘調査届出・報告数</td><td></td></tr> <tr><td>・法57条</td><td>0件</td></tr> <tr><td>・法58条の2</td><td>1件</td></tr> </table> <p>開発に伴う調査件数</p> <table border="0"> <tr><td>①本発掘調査</td><td></td></tr> <tr><td>・公共事業</td><td>0件</td></tr> <tr><td>・民間事業</td><td>0件</td></tr> <tr><td>②試掘調査</td><td></td></tr> <tr><td>・公共事業</td><td>0件</td></tr> <tr><td>・民間事業</td><td>0件</td></tr> <tr><td>③工事立会</td><td></td></tr> <tr><td>・公共事業</td><td>1件</td></tr> <tr><td>・民間事業</td><td>2件</td></tr> </table> <p>史跡整備に伴う発掘調査</p> <table border="0"> <tr><td>・津久井城跡遺跡</td><td>1件</td></tr> </table>	①窓口事前照会数	28件	②開発事前協議回議件数	9件	③土木工事等の発掘届出・通知数		・法57条の2	6件	・法57条の3	3件	④発掘調査届出・報告数		・法57条	0件	・法58条の2	1件	①本発掘調査		・公共事業	0件	・民間事業	0件	②試掘調査		・公共事業	0件	・民間事業	0件	③工事立会		・公共事業	1件	・民間事業	2件	・津久井城跡遺跡	1件	<p>【目的】 町内の埋蔵文化財包蔵地内の埋蔵文化財保護のため、開発事業等との調整を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>○ 埋蔵文化財の保護と調査</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地等において、開発行為による土木工事が計画されている場合、事業者の依頼に基づき事業地の分布調査・試掘調査を実施する。 土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合や可能性がある場合は、県教育委員会の指示に基づき記録保存のための発掘調査や工事立会などを事業者に指示する。</p> <p>調査件数等</p> <p>埋蔵文化財事務処理件数</p> <table border="0"> <tr><td>①窓口事前照会数</td><td>23件</td></tr> <tr><td>②開発事前協議回議件数</td><td>3件</td></tr> <tr><td>③土木工事等の発掘届出・通知数</td><td></td></tr> <tr><td>・法57条の2</td><td>1件</td></tr> <tr><td>・法57条の3</td><td>0件</td></tr> <tr><td>④発掘調査届出・報告数</td><td></td></tr> <tr><td>・法57条</td><td>0件</td></tr> <tr><td>・法58条の2</td><td>0件</td></tr> </table> <p>開発に伴う調査件数</p> <table border="0"> <tr><td>①本発掘調査</td><td></td></tr> <tr><td>・公共事業</td><td>0件</td></tr> <tr><td>・民間事業</td><td>0件</td></tr> <tr><td>②試掘調査</td><td></td></tr> <tr><td>・公共事業</td><td>0件</td></tr> <tr><td>・民間事業</td><td>0件</td></tr> <tr><td>③工事立会</td><td></td></tr> <tr><td>・公共事業</td><td>0件</td></tr> <tr><td>・民間事業</td><td>1件</td></tr> </table>	①窓口事前照会数	23件	②開発事前協議回議件数	3件	③土木工事等の発掘届出・通知数		・法57条の2	1件	・法57条の3	0件	④発掘調査届出・報告数		・法57条	0件	・法58条の2	0件	①本発掘調査		・公共事業	0件	・民間事業	0件	②試掘調査		・公共事業	0件	・民間事業	0件	③工事立会		・公共事業	0件	・民間事業	1件	<p>相模原市は、中核市として独自の指導体制を確立しているが、3町は、県の支援により開発指導に基づく試掘・発掘調査が行われている。</p>	<p>【調整方針】 速やかに相模原市の制度に統合する。</p>
①窓口事前照会数	3712件																																																																																																																																																			
②開発事前協議回議件数	166件																																																																																																																																																			
③土木工事等の発掘届出・通知数																																																																																																																																																				
・法57条の2	39件																																																																																																																																																			
・法57条の3	44件																																																																																																																																																			
④発掘調査届出・報告数																																																																																																																																																				
・法57条	5件																																																																																																																																																			
・法58条の2	2件																																																																																																																																																			
①本発掘調査																																																																																																																																																				
・公共事業	1件																																																																																																																																																			
・民間事業	5件																																																																																																																																																			
②試掘調査																																																																																																																																																				
・公共事業	0件																																																																																																																																																			
・民間事業	35件																																																																																																																																																			
③工事立会																																																																																																																																																				
・公共事業	29件																																																																																																																																																			
・民間事業	29件																																																																																																																																																			
・史跡勝坂遺跡	1件																																																																																																																																																			
①窓口事前照会数	136件																																																																																																																																																			
②開発事前協議回議件数	2件																																																																																																																																																			
③土木工事等の発掘届出・通知数																																																																																																																																																				
・法57条の2	39件																																																																																																																																																			
・法57条の3	2件																																																																																																																																																			
④発掘調査届出・報告数																																																																																																																																																				
・法57条	3件																																																																																																																																																			
・法58条の2	1件																																																																																																																																																			
①本発掘調査																																																																																																																																																				
・公共事業	0件																																																																																																																																																			
・民間事業	0件																																																																																																																																																			
②試掘調査																																																																																																																																																				
・公共事業	0件																																																																																																																																																			
・民間事業	5件																																																																																																																																																			
③工事立会																																																																																																																																																				
・公共事業	2件																																																																																																																																																			
・民間事業	39件																																																																																																																																																			
・史跡川尻石器時代遺跡	1件																																																																																																																																																			
①窓口事前照会数	28件																																																																																																																																																			
②開発事前協議回議件数	9件																																																																																																																																																			
③土木工事等の発掘届出・通知数																																																																																																																																																				
・法57条の2	6件																																																																																																																																																			
・法57条の3	3件																																																																																																																																																			
④発掘調査届出・報告数																																																																																																																																																				
・法57条	0件																																																																																																																																																			
・法58条の2	1件																																																																																																																																																			
①本発掘調査																																																																																																																																																				
・公共事業	0件																																																																																																																																																			
・民間事業	0件																																																																																																																																																			
②試掘調査																																																																																																																																																				
・公共事業	0件																																																																																																																																																			
・民間事業	0件																																																																																																																																																			
③工事立会																																																																																																																																																				
・公共事業	1件																																																																																																																																																			
・民間事業	2件																																																																																																																																																			
・津久井城跡遺跡	1件																																																																																																																																																			
①窓口事前照会数	23件																																																																																																																																																			
②開発事前協議回議件数	3件																																																																																																																																																			
③土木工事等の発掘届出・通知数																																																																																																																																																				
・法57条の2	1件																																																																																																																																																			
・法57条の3	0件																																																																																																																																																			
④発掘調査届出・報告数																																																																																																																																																				
・法57条	0件																																																																																																																																																			
・法58条の2	0件																																																																																																																																																			
①本発掘調査																																																																																																																																																				
・公共事業	0件																																																																																																																																																			
・民間事業	0件																																																																																																																																																			
②試掘調査																																																																																																																																																				
・公共事業	0件																																																																																																																																																			
・民間事業	0件																																																																																																																																																			
③工事立会																																																																																																																																																				
・公共事業	0件																																																																																																																																																			
・民間事業	1件																																																																																																																																																			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 生涯学習課文化財保護室		
大分類コード	大分類項目		協議ランク <input type="checkbox"/> A協議会 <input checked="" type="checkbox"/> B幹事会 <input type="checkbox"/> C専門部会	調整済の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 <input type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整 <input type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input checked="" type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 埋蔵文化財の保護と開発事業との調整					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>埋蔵物の鑑査・文化財認定件数 (中核市事務)</p> <p>①本発掘調査 ・民間調査組織によるもの 5件 ・市教育委員会によるもの 2件</p> <p>②試掘調査 ・民間調査組織によるもの 0件 ・市教育委員会によるもの 1件</p> <p>調査概要 (7件)</p> <p>○ 上矢部和組遺跡第3地点(相模原市 No.61) 遺跡の種類 集落跡 調査期間 平成15年5月12日～15年5月16日 所在地 上矢部5丁目35番2 他6件</p> <p>○ 試掘調査(国庫補助対象分) (38件) ... 調査原因 宅地造成 調査地 上鶴間579番3・ 遺跡の名称 相模原市遺No.21遺跡 時代・種類 縄文・古墳・奈良～平安～散 布地 ほか37件</p> <p>【特定財源】 単位千円 国補助金 2分の1補助 埋蔵文化財緊急調査費補助金 2700 県補助金 6分の1補助 指定文化財保存修理等補助金 900</p> <p>【予算内訳】 委託料(埋蔵文化財発掘調査委託) 5850</p>	<p>調査概要</p> <p>○ 試掘調査(5件)</p> <p>調査原因 宅地造成 調査地 川尻字風間5375-1他 遺跡の名称 城山町遺No.9遺跡 時代・種類 旧石器・縄文・平安・中世・ 近世～散布地 ほか4件</p>				

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 生涯学習部会	相模原市の課等の名称 青少年課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 ■B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 はたちのつどい開催事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	青少年課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課		
歳出予算額（平成16年度）	4,292千円	950千円	512千円	399千円		
根拠法令等	市はたちのつどい開催要項	国民の祝日に関する法律				
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム	電算システム		
電算システム名	住民基本台帳システム	住民基本台帳システム	住民基本台帳システム	住民基本台帳システム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 成人の日を記念して、新たに成人となった人を祝い励ますとともに青年が大人になったことを自覚し、郷土「相模原」への関心を深める機会とする。</p> <p>【実施日】 成人の日（祝日・月曜日）</p> <p>【実施時間】 居住する地区に応じて3部に分けて実施</p> <p>【会場】 グリーンホール相模大野</p> <p>【対象者】 (1) H15年度 7,637人 (2) H14年度 7,514人</p> <p>【参加者】 (1) H15年度 4,940人 (2) H14年度 4,300人</p> <p>【内容】 (1) 大ホール ア 開場（30分） イ 式典（10分） ウ アトラクション【記念映画上映】（15分） ※一部につき概ね60分で終了 (2) 多目的ホール ア 青年団体への運営委託により次の催しを実施 ・青年団体運営による記念撮影セット ・喫茶コーナー ・着崩れ直し等 イ その他 成人式ボランティア団体による協力（H15年度） ・成人式ニュースレターの作成（H15年度） ・式典開始前VTRの制作（H15年度） ・司会、舞台看板企画等（H15年度）</p> <p>【事前準備内容】 (1) 意見提案会の開催 参加対象の新成人より出席者を募り、意見を聴取し、開催内容検討時の参考とする。 (2) 記念映画作成 委託により、市内新成人が出演する記念映画を作成する。</p> <p>【予算内訳】（千円） 需用費430（案内状等、消耗品）、役務費80（看板筆耕料）、委託料3,113（記念映画作成2,090、青年コーナー350、警備委託567、案内状等封緘106）</p>	<p>【目的】 成人に達したことを自覚し、青年の新しい門出を祝い、良き社会人になることを祈念し挙行する</p> <p>【実施日】 成人の日（祝日・月曜日）</p> <p>【実施時間】 午前9時30分から午前11時30分</p> <p>【式典会場】 町立川尻小学校体育館</p> <p>【成人用駐車場】 町立川尻小学校校庭</p> <p>【対象者】 (1) H15年度 316人 (2) H14年度 348人</p> <p>【参加者】 (1) H15年度 209人 (2) H14年度 230人</p> <p>【内容】 受付：午前9時30分 式典：午前10時00分～10時30分 ・開式のことば（教育委員長） ・町民の歌斉唱 ・式辞（町長） ・お祝いのことば（町議会議長、県議会議員） ・成人のことば（成人者代表1名） ・閉式のことば（教育委員長職務代理者） アトラクション：午前10時30分～10時50分 町内中学校（2校）吹奏楽部合同演奏 記念撮影：午前11時00分～11時30分 参加者を3班に分け撮影し、3枚1組で出席者全員に後日送付する</p> <p>○謝礼：30千円（式典用盆裁借用、アトラクション） ○消耗品：84千円（床養生シート等） ○印刷製本費：586千円（プログラム、記念写真） ○委託料：250千円（体育館暖房設備設置委託料）</p>	<p>【目的】 成人の日を記念して、新たに成人となった人を祝い励ますとともに青年が大人になったことを自覚し、郷土「津久井」への関心を深める機会とする。</p> <p>【実施日】 成人の日（祝日・月曜日）</p> <p>【実施時間】 参加対象者全員により1回実施 午前10：00～12：00</p> <p>【会場】 津久井町文化福祉会館ホール（定員415名）</p> <p>【対象者】 (1) H15年度 440人 (2) H14年度 436人</p> <p>【参加者】 (1) H15年度 353人 (2) H14年度 334人</p> <p>【内容】 ア 開場（30分） イ アトラクション（30分） （内容は実行委員会で決定。平成14、15年度はスライドショーを実施） ウ 式典（30分） エ 記念写真の撮影（60分）</p> <p>【事前準備等】 ○実行委員会の開催 参加対象の新成人から希望者を募り、15人程度で実行委員会を組織し、企画立案及び当日の運営を行う。 終了後は反省会を行う。</p> <p>【その他】 記念写真は、人数を調整し3回に分けて撮影する。参加者を対象に、2月中旬から町施設窓口で無料で配布する。</p>	<p>【目的】 成人の日を記念して、新たに成人となった人を祝い励ますため、新成人を祝う記念式典を開催し、成人としての意識を育てる。</p> <p>【実施日】 成人の日（祝日・月曜日）</p> <p>【実施時間】 13：30～15：30</p> <p>【会場】 相模湖交流センター（定員456名）</p> <p>【対象者】 (1) H15年度 138人 (2) H14年度 119人</p> <p>【参加者】 (1) H15年度 103人 (2) H14年度 86人</p> <p>【内容】 ア 開場（30分） イ アトラクション（30分） （内容は実行委員会で決定。） ウ 式典（30分） エ 記念写真の撮影（30分）</p> <p>【事前準備等】 ○実行委員会の開催 参加対象の新成人【7人】社会教育委員【3人】で実行委員会を組織し、企画立案及び当日の運営を行う。</p>	<p>地理的要因・交通手段の検討 対象者の増加・会場の確保又は開催日、回数の再検討 内容の差異</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぎ、開催場所等を含め、あり方を検討する。</p>